

令和3年9月

逗子市教育委員会定例会

令和3年9月21日

逗子市教育委員会

会 議 録

令和3年9月21日逗子市教育委員会9月定例会を逗子市役所5階第4会議室に招集した。

◎ 出席者

教 育 長	大河内 誠
教育長職務代理者	星 山 麻 木
教 育 委 員	若 林 順 子
教 育 委 員	高 橋 康
教 育 委 員	福 田 幸 男
教 育 部 長	村 松 隆
教 育 部 次 長	佐 藤 多佳子
教育総務課長事務取扱	
学 校 教 育 課 長	杵 山 英 廷
学校教育課担当課長	内 田 源一郎
学 校 教 育 課 主 幹	伊 達 慎一郎
学校教育係長事務取扱	
社 会 教 育 課 主 幹	佐 藤 仁 彦
療育教育総合センター長	藤 井 寿 成
こども発達支援センター長事務取扱	
療育教育総合センター主幹	奥 村 文 隆
教育研究相談センター所長	
教育部次長（子育て担当）	島 貫 宏
子育て支援課長事務取扱	
保 育 課 長	村 上 晴 美
市 民 協 働 部 長	岩 佐 正 朗
市 民 協 働 部 参 事 （文化スポーツ担当）	阿万野 充 代
文化スポーツ課長事務取扱	

事務局

教育総務課係長 須田純子

教育総務課主事 吉井まどか

◎ 開会時刻 午後2時30分

◎ 閉会時刻 午後3時30分

◎ 会議録署名委員決定 高橋委員、福田委員

○大河内教育長

会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

○大河内教育長

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年逗子市教育委員会9月定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は高橋委員、福田委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

◎日程第1「7月定例会会議録の承認について」

○大河内教育長

日程第1「7月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録を御覧いただくようお願いいたします。

会議録について御異議ございませんか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、7月定例会会議録は承認いたします。

星山委員、若林委員は会議録に御署名ください。

◎日程第2「教育長報告事項について」

○大河内教育長

日程第2「教育長報告事項について」を議題といたします。

それでは私のほうから、8月27日に行われました令和3年度湘三管内第2回教育長会議について御報告させていただきます。

この会議の冒頭、教育長会会長の寒川町 大澤教育長より、デルタ株への対応で夏休み中は若い世代、特に小・中学校の感染では家庭内感染が主な現状であるが、これから夏休み明け学校再開後は、学校から家庭へ感染が広がっていくことを危惧している。今後の対策につ

いては、各市町で連携をしながら取り組んでいきたいと思いますという挨拶をいただきました。

私のほうからは、会議の内容、3点について報告いたします。1点目は、今年度実施の神奈川県公立学校教員採用試験の内容についてでございます。今年度の一次試験は7月11日、二次試験は8月9日から23日に実施されておりますが、一次・二次の試験の様子について報告がありました。まず小学校のほうの一次試験は、採用予定数が昨年度より10名増えまして、350人となりました。当日の受験者数は昨年度より約30名少なくなり、993名となりまして、最終受験倍率は3.3倍から2.8倍に下がっております。また、それに伴って一次試験の合格倍率も、昨年度の1.2倍から1.05倍と下がりました。中学校のほうは、昨年同様240名の採用予定者に対して、今年は昨年と比べて60名減というような報告を受けておりますが、受験倍率ですが、最終的な倍率が4.3倍。一次試験の合格倍率が1.7倍と、小学校に関しては昨年度とほぼ変わらない傾向が見られたそうです。その中で、保健体育については8.3倍、数学5.8倍、社会は7.4倍と、平均倍率を大きく超える教科がございました。

北村所長からは、昨年度二次試験ではコロナの関係で模擬授業を行わず、面積のみの試験になり、受験者の特性を判断する材料が少なく、課題が残ったということでしたが、今年度もコロナの感染状況から模擬授業をなくしてはとの意見もあったそうですが、県の桐谷教育長よりぜひ実施をとという判断もありまして、模擬授業と面接を実施することになったそうです。学校の教室で児童・生徒を前にした状況を想定した模擬授業の中で、受験者の表情や身体表現、語り等から教員に必要な感性や対人能力を見ることにより、面接を通しながら教員としての適性について判断する材料が増えたので、実施してよかったとの感想を述べられていました。

2点目は、今後の管理職登用の方向性と、令和4年度人事に向け、湘南三浦教育事務所長から各市町教育委員会に出された依頼についての内容でございます。総務省から出された定年制の段階的引上げの方向性、いわゆる65歳定年制により、神奈川県においてもその形が具体化されつつあります。説明では、今年度3月末日で58歳になる教職員の定年が61歳となり、その後段階的に定年が延長されます。65歳定年は、本年度3月末で54歳になる教職員が2032年（令和13年）度からになるそうでございます。このことにより、学校現場から現在50歳前後の層が極端に少ない現状の中、次期管理職の選定が難しい現状にあること、また、定年制延長導入により、58歳から5年間は一時期退職者が少なくなるという課題が挙げられました。このような状況が想定される中で、県教育委員会としては定年制延長による役職定年の在り方と、管理職のバランスや退職者の減少により新規登用者数の減少と人選の難しさについて、

また若手管理職及び教職員の人材育成のための広域人事の活用支援について検討事項として挙げておりますが、これを受けまして湘南三浦教育事務所長より各市町教育委員会に対し、定年制延長を見据え、今後の管理職登用の在り方の再構築及び教頭職の人材育成を目的とした広域交流の継続性についてや、行政派遣体験、長期研修等の積極的活用や一般教職員の広域交流、これは人材育成を目的とした交流人事でございますが、それらを含め人材育成、特に30歳から40歳に向けた職場内のO J Tの充実等を計画的に取り組んでほしいという依頼がございました。

最後の3点目は、不祥事防止への取組についてでございます。県教育委員会は各市町の不祥事防止に関わる取組状況と、県教委としての今後の考え方を共有すべく、県内の教育長会議に県教委の桐谷教育長自身が参加する目的で、今回8月27日の教育長会議に出席の予定でしたが、緊急事態宣言が急遽延長の方向性が出され、夏休み明け再開に向けた会議が招集された関係上、急遽欠席となりました。不祥事関連で県の会議に出席した北村所長からは、今年度になっても後を絶たない不祥事、逮捕や懲戒処分について、特に県内のわいせつ事案についての報告がございました。県教委からは、校内に目の届かない個室等になる部屋を作らないということで、県立学校に対しては教科準備室、小・中学校に関しては教材室等、部屋の現状を確認し、外から見えにくい状況や私的に使用されていることはないよう、チェックの強化を、また日頃から夜間、遅い時間までの仕事や休日に教職員が1人で仕事をしていることがないよう、何らかの対策をとというような要請がございました。

その後、各市町から不祥事防止に対する取組の内容についての情報交換が行われました。これは事前に所管を通して各市町の取組状況を提出した文書ですので、その文書の中には、各市町とも教職員の不祥事根絶に向けた指導徹底に向け、県教育委員会決議文や県議会決議文、県教委から通知される事故・不祥事に関する文書や不祥事防止啓発点検資料をその都度各学校に周知するとともに、法令及び法令基準の遵守について依頼しているということですが、月ごとの校長会においても教育長、学校教育課長より教職員の不祥事防止について触れ、特にわいせつ事案の防止については教職員の研修の中で事故・不祥事・わいせつ事案の防止について取り扱うとともに、各学校で校長が実施する個別面接を活用し、不祥事根絶に向けた指導をするよう依頼をしているというような共通の報告がございました。

その中で、各市町の要望として次のようなことが挙げられています。わいせつ事案のゲートウェイになっているスマートフォンをほぼ教職員全員が所持しており、私的なやりとりを禁じていても、私物であるがゆえに使用状況などを管理することは非常に難しい。公費で購

入あるいはリースをしたスマートフォンを全教職員に貸し出す予算は確保できない。また、教職員が勤務時間以外でどうしても児童・生徒や保護者と連絡を取らざるを得ないケースがある。その際、個人の連絡先を伝えなくても、連絡が取れる公のシステムを県として導入できないか。それから、時間外勤務、業務過多の状況が教職員のストレスにつながり、その発散手段の一つとして事故・不祥事につながってしまうケースが見られる。現在実施している働き方改革が実効性のある取組となるよう、人的資源、スクールサポータースタッフや加配等のさらなる充実を継続要望したいとの内容が記載されていました。

最後に口頭で、各教育長より一言ありましたが、その中で、教職員の不祥事防止に関わる研修に向かう主体性は、授業づくりや学級経営に直接関わる研修に向かうそれとは温度差がある。不祥事防止は単なる事件事例報告にとどまらせるのではなく、教職員の研修意識を喚起するものとなるよう工夫が必要だ。また、管理職は校内の様子を常日頃から巡回しながら状況を教職員とともに共有する必要がある。また、教職員が他人事ではなく、自分事として捉え、自覚した行動を実践する必要があるという意見が出され、全体で共有しながら会議が終了いたしました。

以上、湘三管内第2回教育長会議の報告を終わらせていただきます。

本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。

○福田委員

教員採用の話なのですけども、なかなか先生になりたがらないという中で、神奈川県も苦戦しているはずなのです。どうやったら教員採用に手を挙げてもらえるかということに関して、神奈川県教委が何か特別な方法を採用したのかどうか。手をこまねていることはないと思うのですけれども、やっぱり積極的に来てもらうということをやらないと、じり貧になっていく。選べない、選べなくなってしまうということが、結局それは現場に関して言うと、ふさわしくない先生を迎えることになるということにもつながっていくので、この部分がやっぱり窓口となっている県教委のほうで採用ということに関して、きちっと向き合っていただきたいという感じはあるのですけれども。

○大河内教育長

神奈川県としては、かながわ教育ビジョンの中に、ふさわしい教員ということで、全国的に発信しているのですけれども、いかんせんこのコロナの対応の中で、2年間、特に教育実習を終えてない学生がおる中で、学校のイメージが沸かない中で受験をしている学生も多いみたいですね。春に教育実習が延期になって、秋にということもありますので、それが一つ

あるのですけれども、県教委としても神奈川県はこういう教員を必要としているとか、直接魅力ある教員はこうなのだということを発信していかないといけないと思うのですよね。それから、私も現場にいた時は試験担当をしていましたので、当日、夜行バスで関西方面から受験に来る方もいて、朝、キャリーを引いて来ている受験者に「どこから来られました」と聞くと、「大阪の方からです」という返答があったのですけれども、やはり地方から来る方が多い中で、また二、三年で帰ってしまうという教員が多いのですよね。ですから、その場しのぎの採用という形ではなくて、やはり地元の学校には神奈川を含めた、神奈川愛というのですかね、神奈川にずっと残ってもらえるような、そういう教員を育てていかなければならない、そういうシステムを作らなければいけないと思うのですよね。私のほうからも、今度また会議がありますので、この課題については話しておきたいと思います。

いかがですか。よろしいですか。

それでは、続いて教育部長からの報告に移りたいと思います。

○村松教育部長

私からは、令和3年第3回市議会定例会及び新型コロナウイルス感染症に関連する御報告、2件させていただきます。

まず初めに、令和3年市議会第3回定例会の概要についてでございます。第3回定例会は今年9月6日から30日までの25日間を会期として現在開催をされております。本定例会には報告3件、議案9件、陳情7件が上程をされています。そのうち教育委員会に係る案件を中心に御報告いたします。

まず、招集日の9月6日の本会議におきまして、会期決定の後、議案3件が即決で可決されました。また、議案第39号逗子市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について、議案第40号逗子市いじめ問題調査委員会条例の制定について、教育委員会所管の補正予算を含みます議案第42号令和3年度逗子市一般会計補正予算（第6号）、陳情第9号夕方型「りす子どもクラブ」に代わる子どもたちの居場所の創設についての陳情、その他議案及び陳情について、各常任委員会等に付託され、この日の本会議は終了しております。

翌7日は教育民生常任委員会が開催され、先ほどの議案及び陳情審査のため、教育部関係職員が出席をいたしました。審査終了後の表決におきまして、議案第39号逗子市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について、議案第40号逗子市いじめ問題調査委員会条例の制定について、議案第42号令和3年度逗子市一般会計補正予算（第6号）は、全て全会一致で可決承認をされました。なお、陳情第9号夕方型「りす子どもクラブ」に代わる子どもたちの居

場所の創設についての陳情は、賛成多数で了承となっております。

9日、本会議が再開され、議案第44号令和2年度逗子市一般会計歳入歳出決算の認定についてほか4会計の決算について一括上程をされ、決算特別委員会が設置されました。決算特別委員会は、総務常任委員会の所管として中西委員、匂坂委員、松本委員、八木野委員が、教育民生常任委員会の所管として岩室委員、飯山委員、眞下委員、菊池委員が選任され、委員長に匂坂委員、副委員長には岩室委員が就任をし、9月10日、13日及び14日に所管別及び全般審査が行われ、教育部関係職員が出席をいたしました。16日には市長、副市長、教育長ほか関係職員出席のもと、総括結論が行われ、表決の結果、議案第44号令和2年度逗子市一般会計歳入歳出決算の認定についてほか4件の議案は、いずれも全会一致で認定されています。

この後、来週になりますが、28日から30日までの3日間、本会議が開催され、議案の表決の後、一般質問、加藤議員、橋爪議員、匂坂議員、菊池議員、高野議員、眞下議員、佐藤議員、松本議員、八木野議員、中西議員、岩室議員、飯山議員からの一般質問が行われる予定となっております。

以上で市議会についての報告を終わります。

続いて、新型コロナウイルス感染症関連について御報告いたします。緊急事態宣言の9月30日までの延長を受けまして、逗子市新型コロナウイルス対策本部会議が10日（金曜日）開催され、この場で逗子市の取組方針におけます公共施設の運営管理などについての部分が一部改正されております。教育部所管の公共施設でございますが、学校開放や体験学習施設スマイル等は休止及び休館となっておりますが、図書館や子育て支援センターなどは一部利用制限を設けた上で運営を継続しているところでございます。

市内の現在の感染状況ですが、9月12日の日曜日から18日の土曜日までの1週間の新規感染者数は7名ということで、落ち着きを見せ始めてきているところということができると思います。しかしながら、神奈川県内では依然として医療病床の逼迫が続いております。また、高齢者の新規感染が減る一方で、10代の方やまた10歳未満の感染者の新規感染の方が出ているということで、本市においても引き続き小・中学校、保育園、放課後児童クラブなどの感染防止対策が重要となってくると考えております。

小・中学校の教育活動につきましては、後ほど学校教育課長から御報告をさせていただきます。

以上で終わります。よろしくお願いたします。

○大河内教育長

本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

以上をもちまして、教育長報告事項についてを終わります。

◎日程第3「報告第15号教育委員会職員の人事について」

○大河内教育長

日程第3「報告第15号教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長

報告第15号教育委員会職員の人事について御報告いたします。

教育委員会職員の人事については、緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第5条第1項第1号の規定に基づき、別紙のとおり教育長の専決により行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。よろしく申し上げます。

○大河内教育長

本件について御質疑、御意見はございませんか。

以上で日程第3「報告第15号教育委員会職員の人事について」を終わります。

◎日程第4「報告第16号議案（令和3年度逗子市一般会計補正予算（第6号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

○大河内教育長

日程第4「報告第16号議案（令和3年度逗子市一般会計補正予算（第6号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長

報告第16号議案（令和3年度逗子市一般会計補正予算（第6号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について御報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から議案作成に関する意見を求められ、その回答に緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により別紙のとおり回答をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

それでは、議案について御説明いたしますので、説明書、逗子市一般会計補正予算（第6号）に関する説明書、こちらの12ページ、13ページをお開きください。第9款教育費、第1項教育総務費、第3目教育指導費のいじめ防止等対策事業につきましては、逗子市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡協議会等を設置する経費などとして、30万4,000円を計上するものです。

14ページ、15ページをお開きください。第4目教育研究所費、教育研究所維持管理事業につきましては、新型コロナ対策のための備品を購入する経費として23万5,000円を増額するものです。

第3項中学校費、第1目学校管理費、学校施設整備事業につきましては、新型コロナ対策として中学校の空調を設置、更新する経費として770万円を増額するものです。

続きまして、補助執行の事務について御説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童育成費の放課後児童クラブ事業につきましては、新型コロナ対策として小坪小学校区放課後児童クラブの施設にサンルームを設置する経費として216万2,000円を、ふれあいスクール事業につきましては、消毒液などの感染症対策用品を購入する経費として48万2,000円をそれぞれ増額するものです。

第5目児童福祉施設費、湘南保育園維持管理事業につきましては、新型コロナ対策として園舎の外階段を保護者用通路に改修する経費として144万1,000円を、小坪保育園維持管理事業につきましてはサンルームに空調機を設置する経費として63万8,000円をそれぞれ増額するものです。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○大河内教育長

それでは、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○若林委員

歳入の5ページなのですけれども、新たな旅のスタイル促進事業とありまして、官公庁に何か応募して、多分逗子が通ったような案件ですか。何か新たな旅のスタイルって、どのような内容とか、もし分かりましたらお伺いしたい。

○佐藤教育部次長

大変申し訳ございません。こちらは教育委員会の所管の事業でないものですから、今この場で御説明をすることができないものですから、後で調べまして回答させていただきます。よろしく願いします。

○大河内教育長

後でよろしいですか。

○若林委員

はい、お願いします。

○大河内教育長

分かりました。そのほかございますか。よろしいでしょうか。

その他、御質疑、御意見がないようですので、本件については承認することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

以上で日程第4「報告第16号」を終わります。

◎日程第5「報告第17号議案（逗子市いじめ問題対策連絡協議会条例について、逗子市いじめ問題調査委員会条例について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

○大河内教育長

続いて日程第5「報告第17号議案（逗子市いじめ問題対策連絡協議会条例について、逗子市いじめ問題調査委員会条例について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長

報告第17号議案（逗子市いじめ問題対策連絡協議会条例について、逗子市いじめ問題調査委員会条例について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について御報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から議案作成に関する意見を求められ、その回答について緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により別紙のとおり回答をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

今回の2つの条例の制定につきましては、いじめ問題対策推進法に基づく逗子市いじめ防止基本方針の策定に当たり制定する要あるため、提案をするものです。

それでは、逗子市いじめ問題対策連絡協議会条例から御説明いたします。第1条は、本条例の趣旨を規定したもので、いじめ問題対策推進法の規定に基づき、逗子市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、協議会の所掌事項について規定したもので、協議会はいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携、その他いじめの防止のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行うこととしております。

第3条は、協議会の組織について規定したもので、協議会は児童相談所の職員、神奈川県警察の職員、市立学校の校長、市職員、その他教育委員会が必要があると認める者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する10人以内の委員で組織をすることとしております。

第4条は、委員の任期を2年と規定したものでございます。

第5条は、会長及び副会長について規定をしたものでございます。

第6条は、協議会の会議について規定したものでございます。

第7条は、協力の要請について規定したものでございます。

第8条は、委員の秘密の保持について規定したものでございます。

第9条は、協議会の庶務について、学校教育課において処理することを規定したものでございます。

第10条は、この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は教育委員会が定める旨を規定したものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を令和3年10月1日とするほか、招集の特例等を定めるものでございます。

続きまして、逗子市いじめ問題調査委員会条例の制定について御説明を申し上げます。第1条は、本条例の趣旨を規定したもので、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、逗子市いじめ問題調査委員会を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、委員会の所掌事項について規定したもので、調査委員会は教育委員会の諮問に応じて法に規定する重大事態についての調査を行うこと、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために必要と認める事項を審議し、その結果を答申することを所掌いたします。

第3条は、委員会の組織について規定したもので、調査委員会の委員は5名以内とし、法律、医療、心理、福祉、教育または人権について知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱することとしております。

第4条は、委員の任期を2年と規定したものでございます。

第5条は、委員長等について規定したものでございます。

第7条は、協力の要請について規定したものでございます。

第8条は、委員の秘密の保持について規定したものでございます。

第9条は、委員会の庶務について、学校教育課において処理することを規定したものでございます。

第10条は、この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営について必要な事項は教育委員会が定める旨を規定したものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を令和3年10月1日とするほか、招集の特例等を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○大河内教育長

それでは、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。

よろしいですか。御質疑、御意見がないようですので、本件については承認することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

以上で日程第5「報告第17号」を終わります。

◎日程第6「報告第18号逗子市文化財保護委員会の答申について」

○大河内教育長

日程第6「報告第18号逗子市文化財保護委員会の答申について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤社会教育課主幹

報告第18号逗子市文化財保護委員会の答申について御報告します。

令和3年6月29日付け逗子市教育委員会諮問第1号をもって逗子市文化財保護委員会委員長に宛てて諮問いたしました神明社の神輿に係る逗子市指定重要文化財の指定について、別紙のとおり令和3年9月6日付けで答申がありましたので、報告するものです。

答申書を御覧ください。1、諮問を受けた文化財。記載のとおりでございます。

2、指定に関する評価。おおむね次の4点にまとめられます。まず1、神輿は当初、天明

8年（1788年）の6月、池子村の領主であった鎌倉英勝寺の住持が、やはり病で難儀する村民救済のために領民へ下賜したものであること。

2、現在の神輿は180年前、天保12年（1841年）6月の造立で、鎌倉大工の河内長左衛門武則により製作されたことが確認できるほか、鎌倉市にある河内家文書に残されている型板とも合致すること。

3、神輿は小建築でありながら、寺社建築の正規な手法でしっかりと作られており、正統的な大工棟梁家が造営に直接携わったことをうかがわせるものであること。

4、これまで複数回の修理を経っていますが、基本的に天保12年の部材と形式をとどめており、伝統的木造建築としての文化財的価値を保っていること。

以上が評価の要点になります。

これに加えて、神輿造営の契機が疫病の蔓延という社会情勢を背景としたものであり、英勝寺から下賜されて池子に奉納された経緯が今日の祭礼に連なるものであることは、地域の歴史においても重要と考えられます。

このようなことから、神明社の神輿は逗子市重要文化財の指定に十分適したものであるというのが答申の結論でございます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○大河内教育長

それでは、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。いかがですか、よろしいですか。

御質疑、御意見がないようですので、本件については承認することによろしいでしょうか。

（全員異議なし）

御異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

以上で日程第6「報告第18号」を終わります。

◎日程第7「議案第14号逗子市指定重要文化財の指定について」

○大河内教育長

日程第7「議案第14号逗子市指定重要文化財の指定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○佐藤社会教育課主幹

それでは、議案第14号逗子市指定重要文化財の指定についてに関し、提案理由を御説明し

ます。

ただいま御報告いたしました文化財保護委員会からの答申を受け、逗子市文化財保護条例第3条の規定に基づいて、神明社の神輿を逗子市指定重要文化財に指定したいので、提案いたします。

提案理由については、さきの報告内容と重複しますので、簡略に御説明します。神明社の神輿は江戸時代後期、天保12年に鎌倉大工河内長左衛門武則によって製作され、池子村領主の英勝寺から拝領したもので、小建築でありながら寺社建築のしっかりとした構造手法を見せるなど、伝統的木造建築としての文化財的価値をよく保っていると評価されます。したがって、これを逗子市重要文化財として指定し、保存・活用を図ることが望まれるため提案するものです。以上でございます。

○大河内教育長

それでは、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。議案第14号については、可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

異議ないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第7「議案第14号」を終わります。

◎日程第8「議案第15号逗子市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則について

○大河内教育長

続きまして、日程第8「議案第15号逗子市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長

議案第15号逗子市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

今回の改正は、逗子市いじめ防止基本方針の策定に合わせ、学校教育課が所掌する事務の追加を行うもので、第3条学校教育課の部、学校教育係の項中にいじめ問題対策連絡協議会に関すること、いじめ問題調査委員会に関することの2号を追加するものです。

この規則は令和3年10月1日から施行を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○大河内教育長

それでは、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。

御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。議案第15号については、可決することによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第8「議案第15号」を終わります。

◎日程第9「その他」

○大河内教育長

続いて、日程第9「その他」を議題といたします。

その他、議事として何かありますか。

○枚山学校教育課長

それでは、8月の定例教育委員会以降の市内小・中学校の様子を報告いたします。

県内の他の自治体では、夏休みを延長し、夏休み明けの授業を再開したところもありますが、本市では予定どおり中学校は8月27日から、小学校は9月1日から授業を再開しました。授業再開に先立ち、8月23日に臨時校長会議を開き、授業再開に当たり留意すべき事項を確認しました。夏休み前までは感染対策に慣れ、若干緩みがちだったものを、再度引き締めて実践するよう、学校長に依頼しました。学校を再開するに当たっては、基本的な感染対策を徹底することが必須であると考えています。

中学校は学校再開当日の8月27日より、小学校は9月3日より給食の提供を再開しました。この9月より逗子小学校の給食調理の民間業者委託が開始となりました。委託業者は、葉隠勇進株式会社で、都内を中心に実績のある業者です。8月31日には主に逗子小学校の教職員を対象にした試食会が行われました。学校教育課の職員も訪問し、試食会に参加してまいりました。直當時の給食と変わりなく、おいしい給食を頂かせていただきました。

夏休み明けには各学校でクロームブックを家庭に持ち帰らせる等によるリモートのシミュレーションを行いました。一斉臨時休業や学級閉鎖に備えたシミュレーションでしたが、各学校に感染不安から登校していない児童・生徒がいるため、主にその児童・生徒を対象に、授業等のオンライン配信を実施しているところです。

中学校の部活動は、緊急事態宣言中は原則中止を継続しますが、公式大会等が控えている場合は、けが等防止の視点から、大会等の14日前以降、学校長の判断で必要な活動を認めることとしています。

懸案になっておりました修学旅行ですが、緊急事態宣言が9月末に解除された場合、小学校の修学旅行は実施することが決まり、現在準備を進めています。9月と10月に予定されていた中学校の修学旅行については、久木中学校は10月末に、他の2校は2月の下旬に延期を決めています。

以上、市内小・中学校の様子を御報告させていただきました。

○大河内教育長

それでは、本件について御質疑、御意見はございませんか。学校の様子ですので、どうぞお聞きください。

○高橋委員

今御報告にありましたクロームブックの持ち帰りの件なのですが、うちでの様子はすごい楽しみにしていたことと、それから楽しんでやったことがありました。子どもにとってはすごい新しい経験で、非常によかったなというふうに思いますし、今後いろいろな活用、今お話があった授業の配信とかも、少しずつですけれども着実に進めていただいて、まだ先の話にはなるかと思うのですが、そういった手法も今度子どもたちの中に意識や技術として定着していくような形で、ぜひ進めていただければなというふうに思います。以上です。ありがとうございます。

○大河内教育長

要望ですね。

○福田委員

ワクチン接種についてお尋ねしたいのですが、中学生は多分対象になるわけですね。逗子市の場合、中学生に対してワクチン接種の接種計画というのが具体的にあるのでしょうか。

○村松教育部長

特にはございません。他の自治体では、報道等では中学3年生、高校3年生などに予約の優先枠を設けるといような、受験生ということですが、現在福祉部のほうでワクチンの接種事務を行っていますけれども、特に学齢期に対しての今の時点では優先枠を設けるとかという状況には至ってはおりません。というのも、ワクチンが入ってくる量というの

がなかなか見込めないという中で、高齢者から順に逗子市の場合も接種を進めてきているところなのですけれども、今後学校が9月、再開している中で、学齢期の子どもさんたちの感染、心配なところがございますので、ワクチンについても何らかの対応が求められてくるところだということで、今、福祉部とも協議はさせていただいているところではございますが、今の時点で具体的な計画等には至っていないというのが現状です。

○福田委員

多分、保護者とか、それから生徒自身からも、要望があるのではないかと思いますので、そういうのを受けて、市としてどういうふうに対応するか。やはり考えていかなければいけない課題ではないかと思うので、ぜひ何かいい対応の仕方をしていただけたら。これは希望ですけれども。

○大河内教育長

希望ということで。そのほかございませんか、各委員。

○星山委員

先ほどクロームブックの話が出てきたのですけれども、まだ子どもも教職員も、そんなに使い慣れていない状態で、それぞれ家に持って帰ることにより、いい点もいっぱいあるのですが、ちょっと懸念されるいろいろな事件や事故も起こっているようなので、先生方もとてもお忙しく、そこまできっと気が回らなかつたりするのではないかなと思うのですけれども。おうちの方の協力も得ながら、初期の設定の段階というか、使うことのメリットとデメリット、危険性みたいなこともぜひ周知していただけるといいのではないかなと思いますので、それはお願いします。

あと、今ちょっと福田先生がおっしゃったワクチンのことなのですけれども、これも微妙に難しく、親とか、いろいろな考え方がありますね、ワクチンの接種は。準備しておいて選択できるということが望ましいのかなと思いますが、一方で、全員しなければならぬ方向には行かないようにしないと、考え方もいろいろな方がいらっしゃいますし、リスク、どちらのリスクをとるかというのは非常に大人も大分迷っていらっしゃる方もいらっしゃるかなと思うので、子どもになるとますます難しい問題を抱えているので、ちょっとその辺りももし慎重に対応していただけるといいのではないかなというふうに感じました。よろしくお願いします。

○大河内教育長

クロームブックのアカウントの問題については、逗子はきちんと個人アカウントを設定し

ていますので、他市で問題が起きているようなことはないようなのですけれども。その点はしっかりやってもらっていると思います。補足ありますか、その点について。

○内田学校教育課担当課長

持ち帰りに当たっては、家庭のほうと子どもたちに対して、ルールをプリントにして送って、一応使用に当たってはおうちの方と一緒に使い方についての確認をするというようなことで、プリントを配りました。今、教育長からもありましたように、特に今、持ち帰ったことによる不祥事的な部分での報告というのはありませんけれども、今後、そういうようなことが起こっても、すぐ対応できるようには準備は作っておく必要があるかなというふうに、今、委員のお話をお伺いして、それに備えて準備をする必要があるというふうに改めて思ったところです。

○大河内教育長

ワクチンについては他県であった「ワクチンを接種した人、手を挙げて」みたいな形の同調圧力を感じさせるような、そういう部分は逗子ではないようなお話を聞きますが、どうしても今、星山委員のお話にあったように、やらねばならぬみたいな、そういう方向性にはならず、選択の一つとして持っていければなと思いますけれども。

○福田委員

選択できるような、そういう場を設けてほしいということなのですね。

○大河内教育長

そのほかございますか。

それでは、そのほか御質疑、御意見ございませんので、その他議事として何かございませうでしょうか。

○阿万野文化スポーツ課長

私のほうから、逗子アートフェスティバルにつきまして御説明いたします。

今年で9回目を迎えます逗子アートフェスティバル2021につきましては、10月15日（金曜日）から11月14日（日曜日）までを第1期とし、12月3日（金曜日）から12月5日（日曜日）までを第2期として開催を予定しております。今年も市民主体の団体、逗子アートネットワークが企画運営をしていただきまして、逗子文化プラザホール、市民交流センター等の公共施設をはじめ、市内各所で22企画を開催する予定でございます。

しかしながら、緊急事態宣言の延長等、コロナの感染状況を踏まえまして、大規模なイベントであります池子の森の音楽祭やワークショップを活用した大型インスタレーション等の

イベントにつきましては中止を決定いたしました。

現在、企画の内容の一部を見直しております、今後パンフレット等作成次第、委員の皆様には改めて御案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○大河内教育長

なかなか内容の見直しについても、感染を踏まえながら難しい部分で大変だと思うのですが、またよろしくお願いいたしますと思います。

今の件について御質疑、御意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、その他議事として何かございますか。

○佐藤教育部次長

本日の案件は以上です。

○大河内教育長

それでは、委員の皆様からその他議事として何かございますでしょうか。あればお話をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

○星山委員

教員研修の何か。

○奥村教育研究相談センター所長

例年夏季休業期間を使いまして、教育研究相談センター主催で教職員あるいは保育園、幼稚園の先生方等、一部市民も含めて教職員の研修を行っているところです。昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大ということで、緊急自体宣言が出ておりましたので、中止をいたしました。本年度も同様、感染拡大、新型コロナウイルスの緊急事態宣言下ではあったのですが、やはり2年続けてそういった研修ができないということのないようにということで、GIGAスクールの前倒しということもありましたので、そういったICT関係の環境整備が整っていると判断をいたしまして、ほとんど全ての講座をオンライン研修で実施させていただきました。

ただ、22の講座を計画したのですが、その講座の中には実際にいろいろなものを参加者と作っていくとか、あるいは実際にゲームを体験してみるとか、対面でないとできない研修もございましたので、講師の方と相談をして、3つの講座は中止といたしました。ですから、実際にオンラインで行ったのは19講座ということになっています。

実は今、それぞれの講師の先生方に感想文等をお返ししているところで、一覧にまとめたものを10月の定例教育委員会でお知らせをするつもりで、今日は出しておりませんでした。

ただ、今回オンライン研修でやってみて、よかった点としましては、講師の先生方が、や

はり急なオンラインだったのですけれども、皆さんもうかなり慣れていらっしやって、ただ講義型ではなく、いわゆるワークショップ的な内容も入れていただいたり、あと、私どものほうもできるだけ個人で、個々で受けるというよりも、学校である程度まとまって受けてくださいというふうにお願いをしましたので、隣に同僚がいるということで、同僚と研修について一緒に話をするというようなこともできました。それから、星山先生の悉皆の部分も、基本、1講座ということでお願いをしていたのですけれども、中には3つ全て受けていただいて、これはやはりオンラインだからこそできたというところもあるかなというふうには思いました。また来週お見せしますが、基本的に受講者の評価というのはかなり高く、研修のほうもやってよかったなと思えるような内容になったかなと思っております。以上です。

○大河内教育長

星山先生、お疲れさまでございました。

○星山委員

ありがとうございました。何か私、実はすごい感動したものですから、すばらしいなと思ってしまって、逗子。参加もすばらしいのですが、アンケートがものすごくすばらしくて、教員はこんなに書いてくれるのだと思ったのですね。だから、教育に対する思いとか、すごく皆さん熱いものをお持ちなのだなと感動したので、ちょっとそれを一言お伝えしたくて。ありがとうございました。

○大河内教育長

教員の県の研修も大分中止になっているようですね。学ぶことに飢えているということと、逗子の先生方、本当に真面目一筋ですのでね、また次回も出していただく資料、感想文等楽しみにしていきたいと思えます。

先生、そのほかないですか。よろしいですか。

それでは、委員の皆様方からはこれ以上ないようですので、以上でその他について終わりたいと思えます。

次回の定例会についてですが、10月25日（月曜日）午後2時半からを予定しておりますが、決定については改めて各委員の皆様にご通知いたしたいと思えます。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして教育委員会9月定例会を終了いたします。ありがとうございました。